

平成25年度
管内給食施設栄養管理状況(報告)

香川県東讃保健福祉事務所

栄養管理状況報告書について

特定給食施設等が香川県特定給食施設等指導要綱の第7条に基づき、毎年1回保健所長に報告しているものである。

その内容は、健康増進法において栄養管理基準として「利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供に努め、品質管理を行うよう努めること」とされていることから、栄養管理マネジメントのプロセス（アセスメント → プランニング → 実施 → モニタリング・チェック → 評価）が実施されているかを把握することを重視したものとなっている。

状況報告の目的

施設の状況及び各施設の課題やニーズを把握し、個別対応につなげる。また、各項目の実施状況を集計することで、管内における課題や施設種別の状況を把握し、巡回指導や研修会等の事業計画に反映させることを目的とする。

施設は報告書を作成することで、栄養管理マネジメントのプロセスを自己チェックできることもねらいとする。

報告時期

平成25年6月の状況を平成25年7月20日までに報告するものである。

報告対象施設及び提出率（管内の給食施設の種類と施設数）

管内に給食施設は98施設あり、提出率は99%であった。（未提出施設：1施設）

		対 象 施 設				提出施設数	提出率 (%)
		特定給食施設	その他の給食施設	小規模給食施設	計		
		1回100食以上 又は1日250食以上	1回50食以上 又は1日100食以上	1回50食未満 又は1日100食未満			
学校等	小・中学校 給食センター 共同調理場	12	1	0	13	13	100
病院等	病院 診療所	5	3	0	8	8	100
		0	0	4	4	4	100
社会福祉施設	介護老人保健施設	5	1	0	6	6	100
	老人福祉施設等	9	8	6	23	22	96
	障害者支援施設等	2	2	1	5	5	100
	児童福祉施設 (保育所を除く)	0	1	0	1	1	100
保育所等	保育所(園)	14	8	9	31	31	100
	認可外保育施設	0	0	1	1	1	100
事業所等	事業所・寄宿・その他	3	2	1	6	6	100
計		50	26	22	98	97	99

給食施設の状況

1 給食業務の運営形態

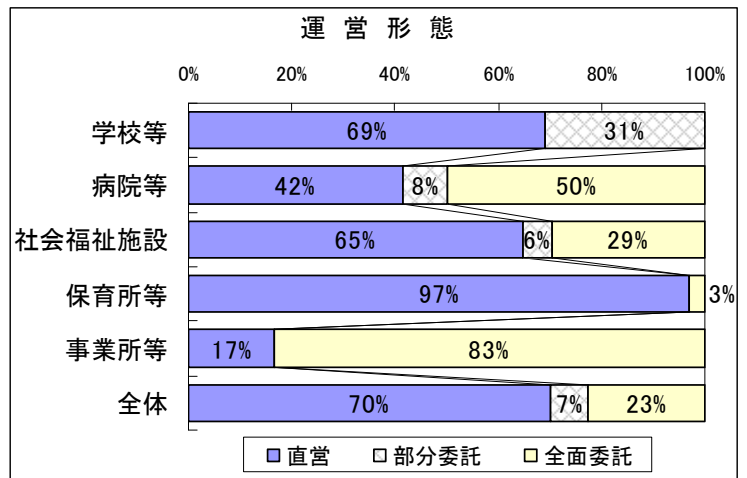
栄養管理報告書の提出のあった97施設のうち、直営は68施設(70%)、部分委託は7施設(7%)、全面委託は22施設(23%)である。

学校等では全面委託の施設はなく、部分委託をしている4施設の委託内容は、配送のみが1施設、献立作成と材料購入のみ直営が2施設、献立作成のみ直営が1施設である。

病院等では、半数が全面委託している。

社会福祉施設のうち、障害者支援施設は全て直営で運営している。

保育所等は1施設を除き直営で運営し、事業所等では1施設を除き全面委託している。



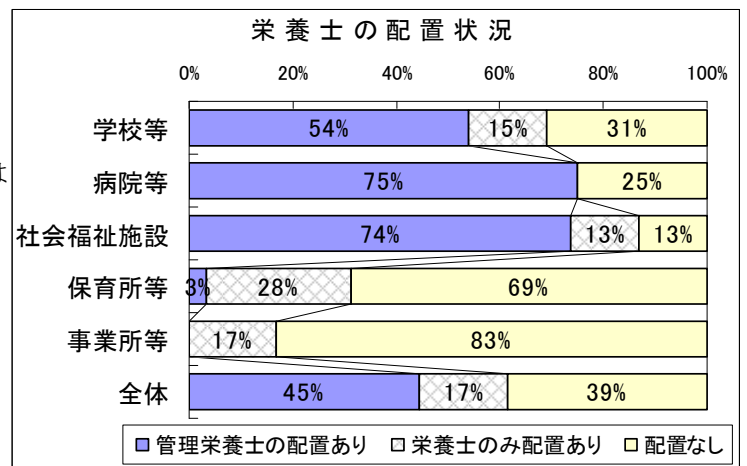
2 栄養士の配置状況

特定給食施設のうち、特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する管理栄養士配置義務(健康増進法第21条第1項)のある施設は、管内では2施設ある。

医療機関では平成24年診療報酬改定において入院料の算定要件として、常勤の管理栄養士の配置(有床診療所は非常勤も可)が必須(経過措置あり)となっており、未配置は小規模給食施設の3施設のみである。

介護老人保健施設・介護老人福祉施設・通所介護施設・障害者支援施設では、管理栄養士による栄養ケア・マネジメントの実施が加算対象となっており、管理栄養士の配置率は病院等に次いで高い。

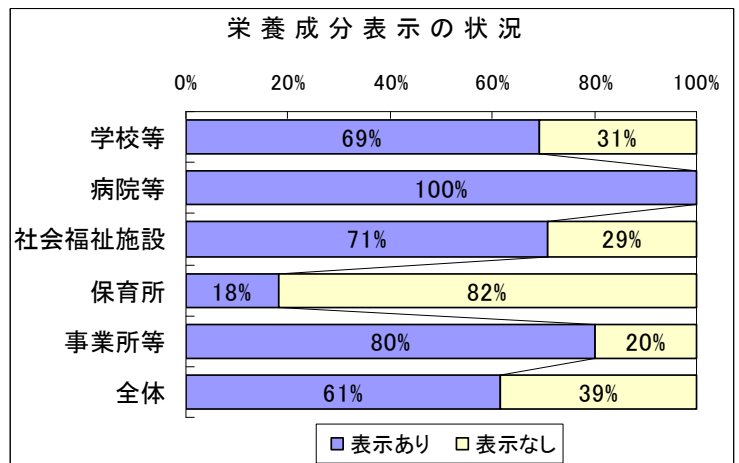
また、学校給食法において「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭又は栄養士の免許を有する者」とされており、学校等では約7割の施設で管理栄養士・栄養士が配置されている。



3 健康・栄養に関する情報の提供状況

特定給食施設では、健康増進法第21条第3項により、適切な栄養管理を行わなければならない規定が設けられ、その省令において栄養管理基準の1つに「献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと」と定められている。

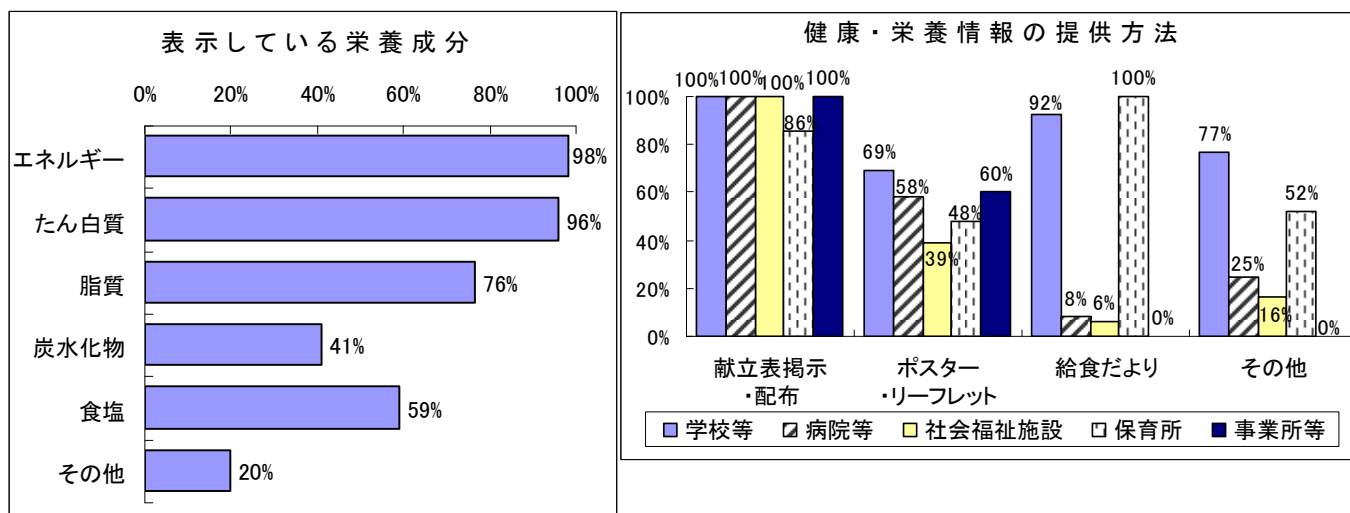
病院等では、全施設で栄養成分表示をしている。



表示をしている栄養成分で最も多いのはエネルギーで98%、次いでたん白質の96%である。

健康・栄養情報は、何らかの方法で全施設で提供されている。保育所では、給食だよりに掲載しているところもあるので、献立表の掲示・配布は、全施設で行われていると思われる。

学校における「その他」は、給食時のクラス訪問・個別指導・校内放送や給食試食会、給食委員会活動、学校保健委員会、教科・特別活動等での指導である。



4 給与食品量（野菜と果物）

給食施設では、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を把握し、それに基づいて適当な栄養量を満たす食事の提供に努めている。

今回は、「平成18年～22年国民健康・栄養調査」の結果、摂取量が女性は全国ワースト1位、男性はワースト2位であった野菜と、給食施設において従来から給与量の少ない果物について示す。

【野菜の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	110.3	112.0	15.0	93	151	93
病院等	359.4	353.5	74.7	214	538	350
社会福祉施設	313.9	316.0	48.6	220	386	350
保育所	94.0	92.5	9.3	80	113	100

【果物の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	23.2	21.0	5.4	16	38	32
病院等	71.8	70.5	27.5	11	112	70
社会福祉施設	56.2	58.0	23.0	17	100	70
保育所	49.1	50.5	11.8	29	77	50

(1) 学校等

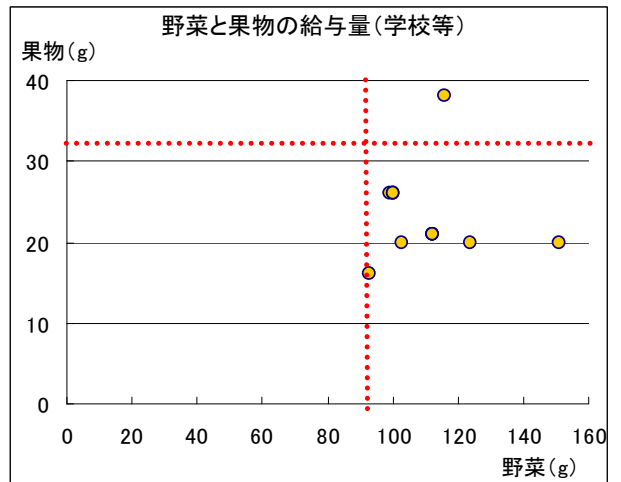
管内の学校共同調理場、給食センター、単独校の13施設(小学校中学年)の状況である。

目標ラインは、標準食品構成表*の児童(8歳~9歳)の値を用いて、野菜を93g、果物を32gとした。

野菜は全施設で目標量を給与していたが、果物の目標ラインを満たしている施設は1施設で、施設ごとのバラツキも小さかった。

果物の給与量が最も少ない施設では16g/日で、目標ラインの半量であった。

*「学校給食における食事摂取基準等について(報告)」(平成20年3月)



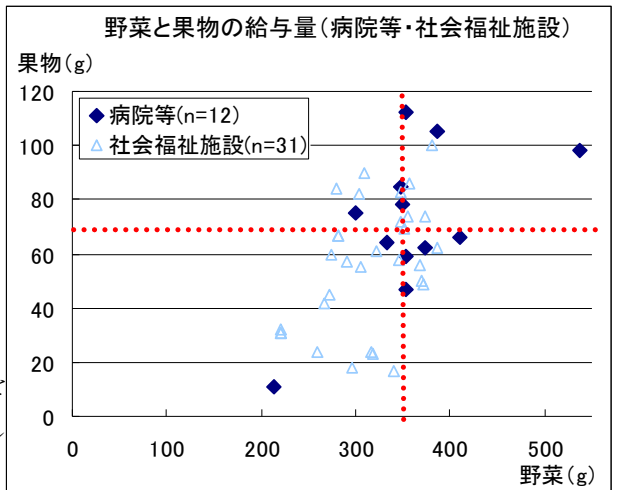
(2) 病院等・社会福祉施設

1日3食を提供している病院等12施設と社会福祉施設31施設の状況である。

野菜は「健康日本21(第2次)」や「健やか香川21ヘルスプラン(第2次)」で目標にしている350g/日を目標ラインとした。果物は「健康日本21(第2次)」では、摂取量が少ない場合、がんのリスクが上がるとされるので、「100g/日未満の者の割合の減少」を指標としているが、対象者と施設の特性を考慮し、70g/日とした。

病院等では、野菜・果物とも平均値が目標ラインを満たしているが、施設ごとのバラツキが大きい。

社会福祉施設では前年と比較すると、野菜の給与量が350g/日未満の施設が27施設(90%)から22施設(71%)に減少しており、改善傾向にある。果物についても、目標ラインを満たしている施設が6施設(20%)から9施設(29%)に増加していたが、施設ごとのバラツキが大きく、最も給与量の少ない施設では、1食/日の保育所よりも少なく、17g/日であった。



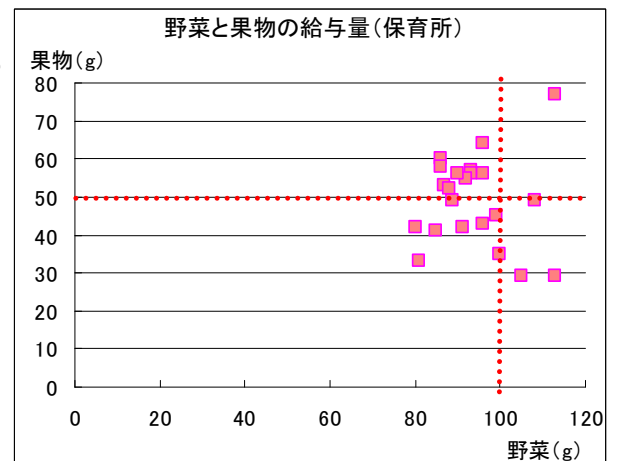
(3) 保育所

1回50食以上提供している保育所22施設の状況である。

目標ラインは、「保育所給食の手引き(県子育て支援課)」の「3~5歳児の食品構成(例)」を参考に、野菜100g、果物50gとした。

野菜、果物ともに目標ラインを満たしている施設は、前年と変わらず、それぞれ5施設(23%)と11施設(50%)であった。

野菜・果物とも平均値では、ほぼ目標ラインを満たしており、施設ごとのバラツキも小さかった。



5 危機管理体制整備状況

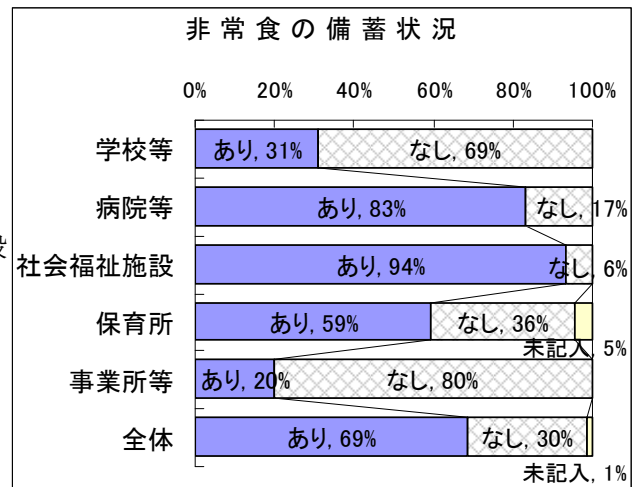
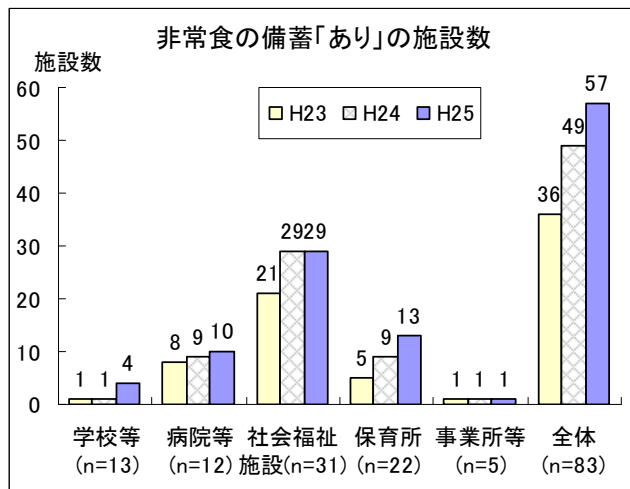
診療所以外の小規模給食施設を除く、管内 83 施設の状況である。

(1) 非常食の備蓄

非常食の備蓄をしている施設は年々増加し、57 施設 (69%) である。

特に、1 日 3 食を提供している病院等や社会福祉施設では整備率が高く、中でも社会福祉施設で備蓄をしていないのは、2 施設のみである。

前年と比較すると、学校等と保育所で備蓄をしている施設が増加していた。

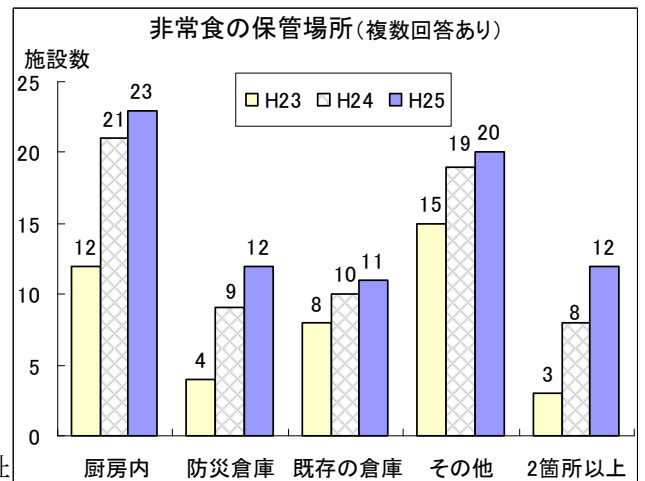


(2) 非常食の保管場所

保管場所で最も多かったのは、厨房内である。

「その他」は、食品庫・職員休憩室・地下室・談話室収納庫・押入れ・和室・職員室等で、病院では各病棟、社会福祉施設では各階、保育所では各クラスで保管している施設がある。

防災倉庫や 2 箇所以上に分散して備蓄をしている施設が年々増加している。

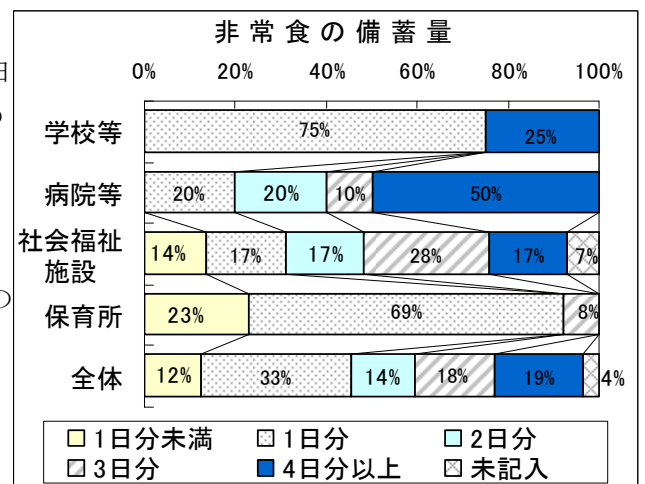


(3) 非常食の備蓄量

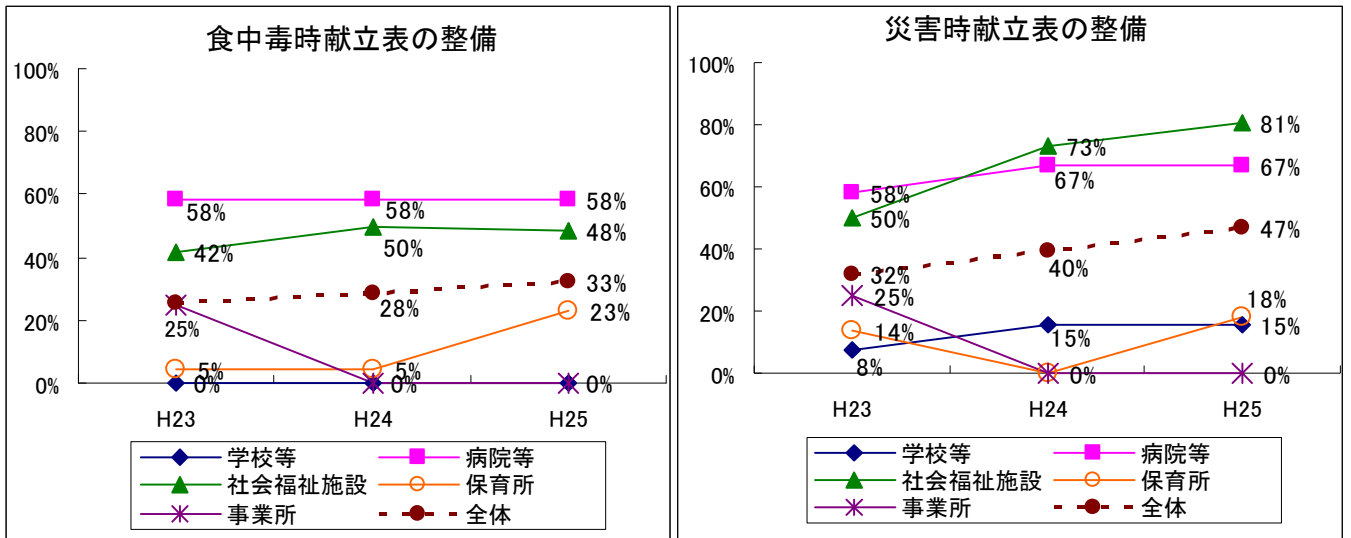
「香川県災害時保健活動マニュアル(平成 24 年 3 月)」では、「1 日 3 食提供する給食施設にあっては、自助で 3 日間程度を乗り切ることを前提としたマニュアル及び備蓄品の整備が必要である」としている。

1 日 3 食を提供している病院等では、3 日以上備えている割合が 60%と最も高い。

社会福祉施設では、3 日以上備えている施設が前年の 11 施設 (38%) から 13 施設 (45%) に増加した。

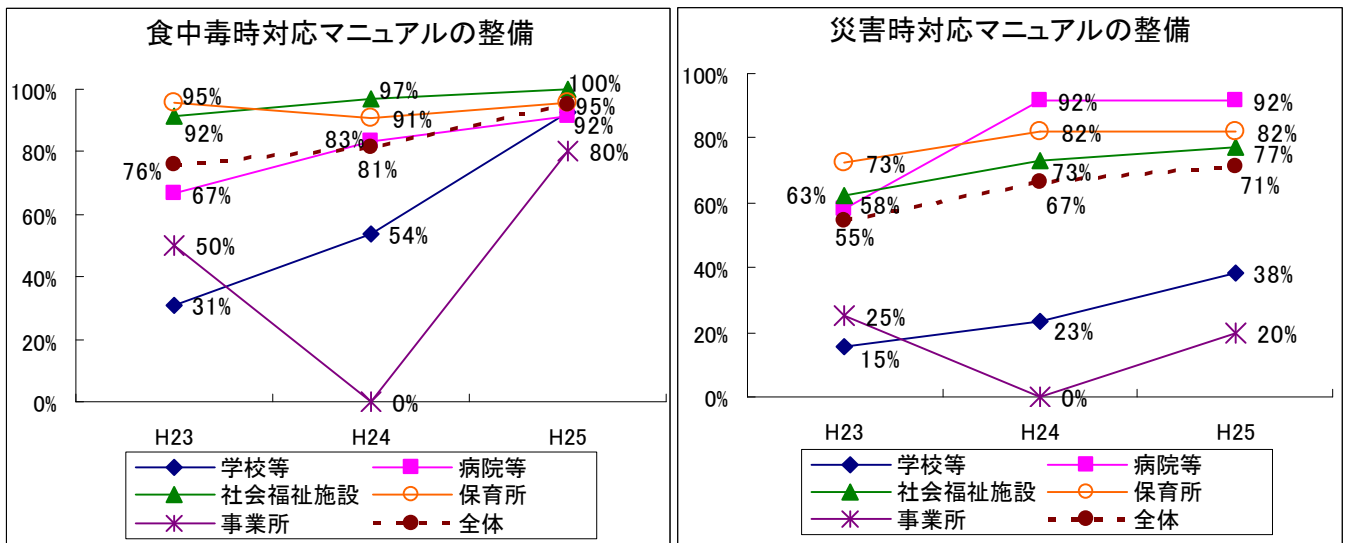


(4) 非常時用献立表・各種マニュアルの整備



食中毒時献立表のある施設は 27 施設 (33%) で、最も整備率の高い病院等でも 6 割に満たない。

災害時献立表は 39 施設 (47%) で作成しており、社会福祉施設では整備率が年々増加し、8 割の施設で整備している。



1 日に 3 食を提供していない学校・保育所・事業所では、非常時用の献立表の整備率が低いですが、食中毒時対応マニュアルの整備率はどちらも 8 割以上と高い。また、保育所では、災害時対応マニュアルについても 8 割の施設で整備している。

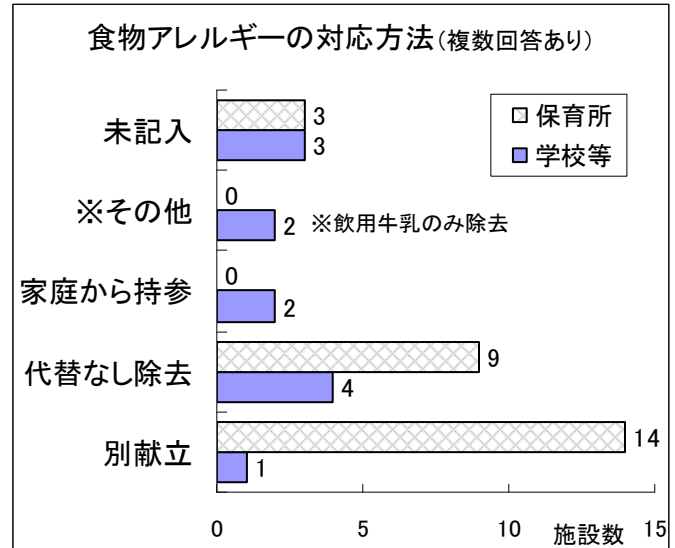
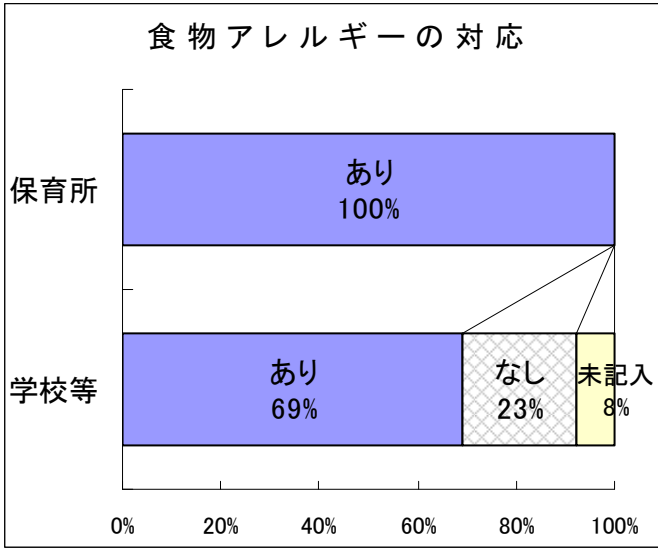
社会福祉施設は、全施設で食中毒時対応マニュアルが作成されている。

病院等では食中毒時・災害時も、対応マニュアルが整備されていないのは 1 施設のみで、整備率が高い。

1 日に 3 食を提供している施設での対応マニュアルの整備は進んでいる。

6 食物アレルギーの対応状況

管内の学校共同調理場・給食センター4施設と単独校9施設及び1回50食以上提供する保育所22施設の状況である。

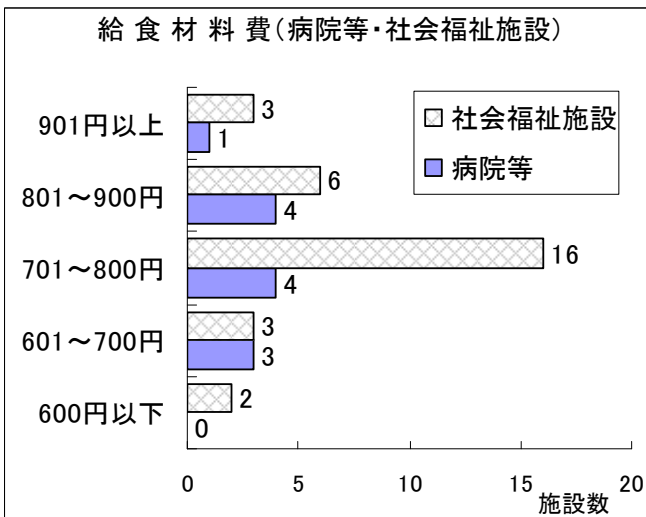


食物アレルギーの対応は、学校等では9施設、保育所では全施設で対応している。

対応方法は、保育所では別献立での食事の提供が最も多く、14施設で行われている。学校では、除去のみ代替なしが最も多く、家庭から持参や飲用牛乳だけを除去している施設もあり、保育所と学校では対応が大きく異なっている。

7 1人1日当り給食材料費

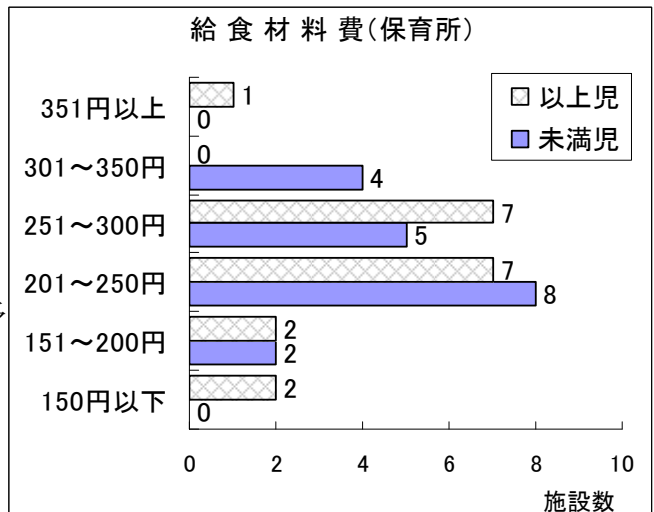
給食材料費の記入のあった1日3食を提供している社会福祉施設30施設と病院等12施設の状況である。



社会福祉施設の平均値は765円、病院等は779円である。

社会福祉施設は、701円から800円が約半数(16施設)で最も多い。901円以上が3施設ある反面、600円以下も2施設あった。

病院等では600円以下の施設はないが、社会福祉施設よりも標準偏差の値が大きく、バラツキがあった。



給食材料費の記入のあった1回50食以上提供している保育所19施設の状況である。

3歳未満児では、201円から250円が8施設で最も多い。150円以下や351円以上の施設はなく、平均値は260円であった。

3歳以上児は、150円以下が2施設、351円以上が1施設でバラツキがあるが、平均値は241円であった。